| 会議の名称 | 令和2年度第20回西東京市選挙管理委員会 | | | | | |
|---------|---|--|--|--|--|--|
| 開催日時 | 令和3年3月22日(月)午前10時00分から午前10時20分まで | | | | | |
| 開催場所 | 西東京市役所田無庁舎5階 502会議室 | | | | | |
| 出席者 | 鈴木久幸委員長・佐々木順一委員長職務代理者・中江滋秀委員・二木孝之委員 坂本眞実事務局参与兼事務局長・岡野昌司係長 | | | | | |
| 議題 | 議案第56号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第57号 令和3年2月7日投開票の西東京市長選挙の当選効力の異議 申出について 議案第58号 令和3年2月7日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し 立てについて そ の 他 | | | | | |
| 会議資料の名称 | 上記「議題」と同じ | | | | | |
| 記錄方法 | □全文記録 ☑発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録 | | | | | |
| | | | | | | |

会議内容

〇 委員長

本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第 20 回西東京市選挙管理委員会を開催 いたします。

本日予定の議案は3件でございます。

始めに、議案第56号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

〇 事務局

それでは、今回の委員会で御決定いただきたい、西東京市在外選挙人名簿に登録される者に ついて、議案の説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 56 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第30条の6(在外選挙人名簿の登録)第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。

西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間

に登録の資格を有することが確認された者で、2ページに記載の男性 1 人が、新たに西東京 市在外選挙人名簿に登録されます。詳細につきましては、資料を御覧いただければと思いま す。

今回の登録により、西東京市在外選挙人名簿に登載されている人数は、男性 93 人、女性 106 人、計 199 人となります。

以上で、議案第56号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』の説明とさせていただきます。

〇 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

〇 各委員

異議なし。

〇 委員長

特にないようですので、議案第56号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第57号『令和3年2月7日投開票の西東京市長選挙の当選効力の異議申出について』を議題といたしますが、こちらの議案に関しまして利害関係がある場合はその議事に参与できないことから、職務代理者の佐々木委員に会議の進行を任せたいと思います。

佐々木職務代理者、よろしくお願いいたします。

(委員長退席)

〇 委員長職務代理者

ご指名がありましたので、職務代理者の私が会議の進行を務めさせていただきます。

それでは、議案第57号『令和3年2月7日投開票の西東京市長選挙の当選効力の異議申出について』を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

〇 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。恐れ入ります。3ページをお開きください。 議案第57号『令和3年2月7日投開票の西東京市長選挙の当選効力の異議申出について』 御説明いたします。

本案は、『令和3年2月7日投開票の西東京市長選挙の当選効力の異議申出』、に対する決定を別紙1のとおり行おうとするものでございます。

別紙1の決定書案と先日、お配りしました異議申出資料を一緒にご覧ください。

決定書案について、主文、本件異議の申出を却下する。

異議の申出の趣旨は、第一位当選者池沢たかしの当選を無効とし、第二位次点落選者平井竜 一の繰上げ当選を求めるというもので、理由としては、開票の過程において、バーコードリー ダーを使用したPC選挙ソフトによる開票集計を行っており、この方法は、全国各地で誤った 集計が多数発生しており、池沢候補の得票数 34,299 票から平井候補の得票数 32,785 票を 減じた差である 1,514 票は、票を再開票して精査すれば逆転する。との理由でございます。 次に、決定の理由を読み上げます。 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 206 条第 1 項に定める 地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、「その当選の効力に関 し不服がある選挙人又は公職の候補者」が行うことができるとされているが、その趣旨は、選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、当該選挙区の選挙に参加し得る権利を有する者にその結果の違法を主張する方途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期すことにある。この趣旨に照らせば、同項所定の選挙人とは、選挙区のある選挙においては、当該選挙区に所属し、当該選挙区の選挙に参加し得る権利を有する選挙人に限られると解すべきである(最高裁判所昭和 39 年 2 月 26 日判決)。

当委員会の調査の結果、申出人らは、本件選挙の選挙人又は候補者のいずれでもなかった。 したがって、本件選挙において、申出人らは、法第 206 条第 1 項所定の「選挙人」又は 「公職の候補者」のいずれにも該当しないことから、本件異議の申出は不適法であって補正す ることができないことが明らかである。

よって、当委員会は、法第 216 条第 1 項において準用する行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 24 条第 2 項及び第 45 条第 1 項の規定により、主文のとおり決定する。

理由は、以上でございます。

なお、西東京市は開票集計にバーコードリーダーは使用しておりません。

また、法第206条第2項の規定により、この決定に不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で東京都選挙管理委員会に審査を申し立てることができます。

以上、議案第57号『令和3年2月7日投開票の西東京市長選挙の当選効力の異議申出について』の説明とさせていただきます。

〇 委員長職務代理者

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見等ございますか。

〇 委員

異議申出人は、なぜ選挙人でないのに異議を申出するのか、また、西東京市がバーコードを 使用していないことについて知らないのですか。

〇 事務局

異議申出人の意図はわかりませんが、選挙人に当たらないことを認識していながら、全国各地でバーコードの使用の有無を確認せずに異議の申出をしているようです。

〇 委員長職務代理者

その他にございますか。

特にないようですので、議案第57号『令和3年2月7日投開票の西東京市長選挙の当選効力の異議申出について』は、この案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〇 各委員

異議なし。

〇 委員長職務代理者

ご異議ないようですので、議案第57号『令和3年2月7日投開票の西東京市長選挙の当選

効力の異議申出について』は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第58号『令和3年2月7日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し立てについて』を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。

議案第58号『令和3年2月7日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し立てについて』 御説明いたします。

本案は、『令和3年2月7日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し立てについて』、今後の手続き等を決定いただくものでございます。

別紙2をお開きください。

委員会でご決定いただきたい事項がこちらになります。

1につきましては、口頭意見陳述の申立があり受理しております。こちらの申立につきまして口頭意見陳述の機会を付与することについて、ご決定いただきたいと思います。

2 ロ頭意見陳述聴取の期日、場所について、3月26日金曜日午前9時からを希望されておりますので、西東京市役所イングビル3階イング第2会議室にて行うことのご決定いただきたいと思います。

3につきましては、口頭意見陳述聴取の開催を決定いただきましたら、文書を作成し、通知 し、審理関係人を招集いたします。

4 口頭意見陳述につきましては、選挙管理委員会事務局の職員が聴取を行うこととすることをご決定いただきたいと思います。

5につきましては、証拠書類、証拠物の提出について、「有り」の回答を受理しております。 証拠書類、証拠物の提出期限について、3月26日午後5時までとご決定いただきたいと思います。

6につきましては、別紙3をご覧ください。確認団体へ別紙のとおり、物件の提出依頼を行うことのご決定いただきたいと思います。

7につきましては、利害関係人から参加の申立てがありました。その許可のご決定いただき たいと思います。

8につきましては、参加人の意見書の提出期限について、3月26日午後5時までとご決定いただきたいと思います。

以上の項目につきましては、ご決定いただきましたら、文書を作成し、異議申出人総代等に 通知いたします。

以上、議案第58号『令和3年2月7日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し立てについて』の説明とさせていただきます。

〇 委員長職務代理者

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見等ございますか。

〇 各委員

意見なし。

〇 委員長職務代理者

特にないようですので、議案第58号『令和3年2月7日 西東京市長選挙の効力に関する 異議申し立てについて』は、事務局の説明のとおり決定することにご異議ありませんか。

〇 各委員

異議なし。

〇 委員長職務代理者

ご異議ないようですので、議案第58号『令和3年2月7日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し立てについて』は、事務局の説明のとおり決定いたします。

ここで、会議の進行を委員長と交代します。

(委員長復席)

〇 委員長

佐々木職務代理者、進行ありがとうございました。ここからは、私が会議の進行を務めさせていただきます。

以上で、本日予定の議案等は、全て終了いたしました。

ほかに、事務局から連絡事項等はありますか。

〇 事務局

次回の委員会の開催は、いかがいたしましょうか。

3月30日、3月31日のいずれかで開催したいと考えておりますが、皆さまのご都合はいかがでしょうか。

〇 各委員

3月30日が良い。

〇 事務局

では、次回は、3月30日 午前10時からとし、今後の状況等によっては変更等の御連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

〇 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。他になければ、本日の令和2年度第20回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

午前 10 時 20 分 終了

令和2年度第20回西東京市選挙管理委員会

日 時 令和3年3月22日(月) 午前10時00分から

会場 西東京市役所田無庁舎 502 会議室

議案第56号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について

議案第57号 令和3年2月7日投開票の西東京市長選挙の当選効力の異議申出

について

議案第58号 令和3年2月7日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し立て

について

その他

西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について

上記の議案を提出する。

令和3年3月22日

西東京市選挙管理委員会 委員長 鈴 木 久 幸

令和3年3月22日付 在外選挙人名簿に登録する者(1人)

| 最終住所 | 氏 | 名 | 生年月日 | 性別 | 備考 |
|---------|---|---|------|----|----|
| 東京都西東京市 | | | | 男 | |

令和3年2月7日投開票の西東京市長選挙の当選効力の異議申出について

上記の議案を提出する。

令和3年3月22日

西東京市選挙管理委員会 委員長 鈴 木 久 幸

2 西選第○○○号

決 定 書 (案)

異議申出人

住所 東京都国分寺市

氏名 笠原 一郎

住所 東京都立川市

氏名 伊藤 国治

住所 横浜市

氏名 堀川 清美

上記異議申出人ら(以下「申出人ら」という。)から令和3年2月22日に提起された、令和3年2月7日執行の西東京市長選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する異議の申出(以下「本件異議の申出」という。)について、西東京市選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主

本件異議の申出を却下する。

異議の申出の要旨

1 異議の申出の趣旨

本件選挙について、第一位当選者池沢たかし(以下「池沢候補」という。)の 当選を無効とし、第二位次点落選者平井竜一(以下「平井候補」という。)の繰 上げ当選を求めるものである。

2 異議の申出の理由

申出人らの本件異議の申出の理由は、次のとおりであると解される。

- (1) 西東京市は東京都の一部であるため、その行政は近隣の国分寺市、立川市に 影響を与え、近隣の神奈川県横浜市にも影響を与えることから、申出人らは、 異議を申し出る権利を有する。
- (2) 開票の過程において、バーコードリーダーを使用したPC選挙ソフトによる 開票集計を行っており、この集計方法は、全国各地で誤った集計が多数発生し ており、池沢候補の得票数34,299票から平井候補の得票数32,785票を減じた差 である1,514票は、票を再開票して精査すれば逆転する。

決定の理由

公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第206条第1項に定める地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」が行うことができるとされているが、その趣旨は、選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、当該選挙区の選挙に参加し得る権利を有する者にその結果の違法を主張する方途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期すことにある。この趣旨に照らせば、同項所定の選挙人とは、選挙区のある選挙においては、当該選挙区に所属し、当該選挙区の選挙に参加し得る権利を有する選挙人に限られると解すべきである(最高裁判所昭和39年2月26日判決)。

当委員会の調査の結果、申出人らは、本件選挙の選挙人又は候補者のいずれでもなかった。

したがって、本件選挙において、申出人らは、法第 206 条第 1 項所定の「選挙人」 又は「公職の候補者」のいずれにも該当しないことから、本件異議の申出は不適法で あって補正することができないことが明らかである。

よって、当委員会は、法第 216 条第 1 項において準用する行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号) 第 24 条第 2 項及び第 45 条第 1 項の規定により、主文のとおり決定する

令和3年3月22日

西東京市選挙管理委員会

法第 206 条第 2 項の規定により、この決定に不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で東京都選挙管理委員会に審査を申し立てることができます。

令和3年2月7日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し立てについて

上記の議案を提出する。

令和3年3月22日

西東京市選挙管理委員会 委員長 鈴 木 久 幸

議案第58号関係 委員会でご決定いただきたい事項

- 1 ロ頭意見陳述の機会付与の決定 ロ頭意見陳述の開催の決定
- 2 口頭意見陳述聴取の期日、場所の決定

日時:令和3年3月26日 午前9時から午前10時

場所:西東京市役所イングビル3階 イング第2会議室

3 口頭意見陳述への審理関係人の招集の決定 審理関係人の招集文書を作成、通知

- 4 口頭意見陳述を職員に聴取させることの決定 選挙管理委員会事務局の職員が聴取を行うこと
- 5 証拠書類、証拠物の提出期限の決定 証拠書類、証拠物の提出期限を令和3年3月26日午後5時とする
- 6 物件の提出依頼を行うこと、その依頼内容の決定 別紙3のとおり、物件の提出依頼
- 7 参加の申立ての許可の決定 参加の申立てについて、許可の決定
- 8 参加人が意見書を提出すべき期限の決定 参加人の意見書の提出期限を令和3年3月26日午後5時とする

2 西選○○○号 令和3年3月22日

明日の西東京を創る会 代表 指 田 純 様

西東京市選挙管理委員会

物件の提出について(依頼)

異議申出の審理のために必要がありますので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第33条の規定により、下記のとおり物件の提出をお願いします。つきましては、同封の物件提出依頼回答書に、必要な事項を記載して、令和3年3月26日午後5時までにご提出ください。

また、物件の提出に際しては、物件送付通知書(同封の様式を参照願います。)を添付してください。

記

1 異議申出

令和3年2月7日執行の西東京市長選挙の効力に関する異議申出

- 2 提出を求める物件の名称及び数量 法定ビラ2号の印刷枚数、頒布方法ごとの頒布枚数についての資料 1 通 ※ なお、必要に応じて資料の内容を説明する補足資料等の作成をお願いします。
- 3 提出を求める物件の提出期限 令和3年3月26日午後5時
- 4 提出を求める物件の提出先

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号 西東京市選挙管理委員会 連絡先: 042-420-2801 FAX: 042-420-2899

注 提出いただいた物件は、適切に管理し、裁決の後、速やかに返還いたします。また、本件異議申出人は、この物件について、行政不服審査法第38条第1項に基づき、閲覧等を求めることができますので、あらかじめご承知ください。なお、物件送付通知書には、この閲覧等に対する貴殿の意見を記入することができます。